

の餌食かな、興勝友山の落穂集に、我等若き頃迄、御當地町方に於て、犬と申者は稀にて見當不申事に候ば、武家町方共に下々の給物には、犬に増りたる物は無之とて、冬向に成候へば、見合次第打殺賞翫致すに付ての義なり、是故に、近在迄も求これらのごとありし故に、犬を殺す事を禁せられたるより、此風止て昔はくひたりと聞ば、あるまじきことのやうにおもふはよきことなり、むかし三州岡崎に獸店ありしとなり、夷曲集正獸のみかはをはいでみせ棚のこ、やかしこに岡崎の町、むかし江戸四谷に獵人の市立ありしとぞ、是故に今も獸店といふあり、類柑子に、腸を鹽にさけぶや雪の猿、哀猿の聲さへたてぬなりけり、昔四谷の宿次に、獵人の市をたて、猪かのし、羚、羊、狐、貉、兔のたぐひをとりさがして商へる中に、猿を鹽づけにして、いくつもく引上て、其さま魚鳥をあつかへる様なり云々といへり、寶天和の昔ころにもやありけん、煮賣の出來しは明和このかた歟、

〔古事記傳二十三〕さて此にて弓端之調と云は、弓以て射獲たる獸の肉、又其皮などの類を貢るを云り、上代には、常に獸肉を食し、又其皮を衣褲などにせしことも多かりし故に、其を主として如此は云るなり、彼仁德紀の、佐伯部が、兎、餓野の鹿を、菴直に獻し、事など思合すべし、又古語拾遺に、り、然るに令式のころに、至ては、凡て戰を用ひられしこと、や、稀なりと見えて、調の雜物の中に、も、然る物は見えず、副物の中に、猪脂三合、腦一合、五勺、鹿角一頭、鳥羽一隻、また諸國貢獻物の中に、皮革、羽毛など見えたるのみなり、主計式には、大鹿皮一張、小鹿皮二張、鹿猪、脯、雉、脯、鹿猪、鮓、猪膏、鹿角、緋革など見えたり、

〔古事記傳四十〕猪甘、甘は義なり、カミ略古は上下おしなべて、常に獸肉をも食たりし故に、其料に猪をも養置るなり、中昔より、野山に放たれ、居る猪肉のみにて、其は漢國にて野猪と云、崇峻紀には、山猪といへあり、人家に養る猪は、豕にて、俗に夫多と云、豕と云も同物なり、豕を、草能古と云、崇峻紀には、猪と云ことにて、鹿を加古と云、馬を古麻と云、と云、猪之子のよしには、非ず、猪能古と云、豚字なり、○中略さて猪を養たりしことは、續紀十一、天平四年七月詔、和買畿内百姓畜猪四十頭、放於山野、令遂性命、とあるにても知べし、書紀天智卷に、猪槽オカフネ見え、仁德卷に、猪甘津と云地名も見え、此地津國、東姓